

「資金決済法改正に伴うお知らせ」

コープみやざきが発行する商品券（以下「前払式支払手段」という）は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）の適用を受け、組合員の皆様にご利用いただいています。

2021年5月1日より資金決済法の改正法令が施行されました。この改正に伴い、下記についてお知らせいたします。

1. 利用者資金の保全方法（発行保証金の供託）

（1）資金決済法14条1項の規定の趣旨

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局へ供託等することにより、資産保全することが義務付けられています。

（2）資金決済法31条1項に規定する権利の内容

万が一の場合には、前払式支払手段の所有者は、資金決済法第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金において、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

（

3）発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別当組合の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

・金銭による供託

2. 無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

（1）商品券について

「コープみやざき商品券」の紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、当組合はその責任を負わないものとします。